

鳩山町手話言語条例の逐条解説

手話は、音声による言語とは異なり、手指、体の動きや表情により視覚的に表現するコミュニケーションの手段として、聴覚障害者等が知識や情報の収取、思考して社会生活において意思疎通を図るためのものです。

しかしながら、手話は、長い間言語として認められず、手話を使いやすい環境が整えられてこなかったことから、聴覚障害者等は生活していく上で、不自由を強いられてきました。

そのような中で、手話が社会において徐々に知られるようになり、平成 18 年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、手話が言語であることが位置づけられた。我が国においても、平成 23 年に改正された障害者基本法において、言語に手話を含むことが明記され、手話に対する理解の広がりや深まりが求められるようになったものの、いまだに手話と聴覚障害者等に対する理解が十分に深まっているとは言えず、今でも多くの不便さや不安が生じています。

このことから、町民一人一人が手話は言語であることを理解し、手話を必要とする人が安心して生活を送ることができる環境を整え、もって全ての町民が、ともに育ち、ともに働き、支え合う地域社会を築いていくことを目指し、この条例を制定するものです。

（目的）

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念及び施策の推進について定め、町の責務並びに町民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話に対する理解及び手話の普及の促進を図ることで、手話を使用しやすい環境を醸成し、もって全ての町民が共生することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、本条例の内容を総括的に示すとともに、条例の目的を定めています。

障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話が言語であると規定されていますが、いまだ聴覚障害者等に対する理解が深まっているとはいえません。

手話についての基本理念を定め、町の責務及び町民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにし、手話に関する施策を推進することにより、手話を使用することで好奇の目にさらされることや、手話による情報が得られず集団への参加がかなわないといった、社会的な障壁によって分け隔てられることがなくなり、全ての町民がともに生きることのできる地域社会が実現することを、本条例の目的としています。

この条例をもとに町及び町民並びに事業者が相互に連携・協力し、それぞれが有する責務や役割を踏まえて行動するとともに、既に手話言語条例を制定している埼玉県も含めて、一体となって手話に関する施策を推進していくことを示しています。

（基本理念）

第2条 手話に対する理解及び手話の普及の促進は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提に、町民が相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

【解説】

本条は、手話に関する基本理念について定めています。

手話の普及と手話を使いやすい環境の整備を図り、手話は一つの言語であるという認識のもと、全ての町民が手話に関する施策を推進し、互いにその人格と個性を尊重することで、第1条に定める全ての町民が共生することができる地域社会の実現に寄与することができます。

（町の責務）

第3条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備に必要な施策を推進するものとする。

【解説】

本条は、町の責務を定めています。

町は、基本理念に基づき、聴覚障害者等の持つ聴覚障がい特性や、手話に対する正しい理解と普及促進を図るとともに、手話を使いやすい環境整備に必要な施策を推進することを明らかにしています。

（町民及び地域活動団体の役割）

第4条 町民及び地域活動団体は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に対する協力及び手話を使用しやすい地域社会の実現に努めるものとする。

【解説】

本条は、町民及び地域活動団体が担うべき役割について定めています。

全ての町民ががともに生きることのできる地域社会の実現にあたっては、町民及び地域活動団体が基本理念への理解を深めることが必要です。

また、手話に関する施策の推進にあたっては、町民及び地域活動団体の協力が必要不可欠であり、積極的に手話に関する施策の推進に協力するよう努めることを定めたものです。そのため、手話や聴覚障害者等への理解・配慮を促すための周知啓発を実施するとともに、手話等の意思疎通手段の活用を推進し、合理的配慮を促します。

なお、町民の範囲については、町内に在住し、在勤し、又は在学する者を指します。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に対する協力並びにろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

【解説】

本条は、事業者が担うべき役割について定めています。

全ての町民がともに生きることのできる地域社会の実現にあたっては、事業者が基本理念への理解を深めることが必要です。

また、手話に関する施策の推進にあたっては、事業者の協力が必要不可欠であり、積極的に手話に関する施策の推進に協力するよう努めることを定めたものです。事業者に対し、聴覚障害者等が利用しやすいサービスの提供を行うとともに、聴覚障害者等が働きやすい労働環境の整備に努めることを定めています。

なお、事業者の範囲については、町内で医療機関、販売業、飲食業、製造業、金融業その他事業を行う者及び町内で活動する団体等を指します。

（施策の推進）

第6条 町は、次に掲げる施策について総合的に推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報の取得及び提供に関する施策
- (3) 手話と親しみ、学ぶ機会の確保に関する施策
- (4) 手話通訳者の養成その他手話による意思疎通の支援に関する施策

2 町は、前項各号に掲げる施策を推進するに当たり、ろう者及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものとする。

【解説】

本条は、条例制定後の手話に関する施策の実効性を確保するために、施策を総合的に実施していくことを定めたものです。

施策の推進にあたっては、手話に関する施策について、本条第1項第1号から第4号に規定する施策ごとに整理を行うとともに、既に実施している施策の改善や、新たに施策を実施する必要がある場合、各号に掲げる施策を総合的に推進します。

また、施策の推進にあたっては、ろう者及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものと定めています。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【解説】

本条は、条例に定めるもののほか、条例の施行にあたって必要な事項を、町長が別に定めることを規定しています。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

【解説】

議会における議決等、必要な手続きを経て、施行日を定めています。